

都島区発達障がい児等及びその保護者等に対する心理相談等の業務
会計年度任用職員要綱

制定 令和 1 年 12 月 1 日
改定 令和 7 年 12 月 16 日

(目的)

第 1 条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、都島区発達障がい児等及びその保護者等に対する心理相談等の業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第 2 条 会計年度任用職員の選考は、第 4 条に規定する業務を遂行するに必要な専門的な知識及び能力を有する者（公認心理師又は臨床心理士）のうちから、次の内容を総合的に勘案して任用する。

- ① 筆記試験
- ② 面接試験

(任用期間)

第 3 条 会計年度任用職員の任用期間は、1 年以内とし、任用期間の終了日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 必要と認める場合に限り、前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、2 回までは再度の任用ができる。

(業務内容)

第 4 条 会計年度任用職員は、学齢期にある発達障がいや不登校の児童生徒の健全な成長を促すため、都島区役所保健福祉課（こども教育）に配置する。

2 会計年度任用職員は、こども教育担当課長の監督を受けて、概ね次の職務に従事する。

- (1) 発達障がい及び不登校の児童生徒の保護者の相談業務
- (2) 発達障がい及び不登校の児童生徒を対象とした心理的相談及び支援活動の実施
- (3) 校内外の関係者、地域の関係機関との連絡・調整
- (4) 発達障がいのある児童生徒に対する理解を深めるための家族への研修等
- (5) 児童虐待にかかる保護者への対応

(勤務)

第 5 条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

(1) 勤務日数

1 日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日

(2) 勤務時間

午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分

(3) 休憩時間

45 分

(休日)

第 6 条 会計年度任用職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日のうち所属長が定める曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日）

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 主管課長は、前号の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難いときは、休日を別に定めることができる。

3 主管課長は、前 2 項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱の実施について必要な事項は、区長が定める。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条に規定する会計年度任用職員の選考、その他この要綱の施行のために必要な行為は、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。